

福

伝える

社

みえ

つなげる

え

No. 396

8月号
2024年

ひびきあう

今日の表紙写真は、県社協職員が撮影した、鳥羽市 石鏡 夏の海の様子をお届けします。

撮影地：鳥羽市石鏡



テーマは
「旅行先の景色や思い出」
三重県内の風景や美味しいもの、
おすすめスポットなどを
ぜひ、おすそ分けください！

写真の投稿はこちらから >>>
あなたの写真が世界への冒険を共有し、
福祉の魅力を広める一役を担うかもしれません！

contents

- 特集：成年後見制度利用促進の取り組み…………… 2
- 連載：福祉レストラン…………… 5
- 連載：新ウェルビーイングみえプラン…………… 6
- information…………… 7
- 三重県共同募金会からのお知らせ…………… 8

福祉みえでは、2～4ページの
特集記事に uni-voice による
音声コードを導入しています。



Uni-Voice音声コード

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

成年後見人制度ってなあに？

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、預貯金や不動産などの財産管理や、福祉サービスを利用する際の契約をひとりで行うことが難しかったり、自分に不利益になるような契約でも、よく判断ができずに契約を結んでしまったりして、悪質商法の被害にあう可能性があります。ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とし、そのような方の権利を守り、支援する仕組みが成年後見制度です。今号では、成年後見制度の概要と、三重県内における取組状況についてご紹介いたします。



成年後見制度

成年後見制度では、身上保護と財産管理の2種類の支援を受けることができます。

身上保護では、日常生活の見守りや、福祉のサービス利用の契約、年金の受給や行政の手続きなど、日常生活に関わる支援を行います。財産管理は、預貯金や不動産の管理など、財産に関わる契約等についての支援を行います。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。ここでは法定後見制度について紹介いたします。

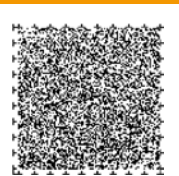
法定後見制度は、身上保護と財産管理を行う援助者を家庭裁判所が選

任する制度です。本人の判断能力の程度に応じて3つの類型（後見・保佐・補助）があります。判断能力が低い人ほど、援助者の支援は幅広くなります。

成年後見制度利用促進基本計画

この計画は全国どの地域でも、適切に制度を利用できるような体制の整備を目指すために策定されたものです。

平成29年度から令和3年度を第一期計画、令和4年度から令和8年度までを第二期計画とし、第一期計画では、成年後見制度の運用改善、地域で連携して支援が必要な人を適切な支援へつなげる仕組みである地域



連携ネットワークの構築など、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備を目標として掲げました。特に、地域連携ネットワークの構築においては、中核を担う機関として「中核機関」について示されました。

中核機関は、成年後見制度の周知・広報を行う「広報機能」、成年後見制度に関する相談窓口を設けて相談者のニーズに合わせた支援につなげる「相談機能」、ニーズに合った後見人等が選任されるよう中核機関が支援のチームに加わる「成年後見制度利用促進機能」、中核機関が後見人等の相談に応じるなどの支援を行い、利用者本人の状況変化に対応する「後見人支援機能」の4つの機能を柱にしています。この4つの機能がそれぞれの役割を果たすことによって、支援を必要とする人たちが住み慣れた地域でご本人らしく生活できるようにすることが期待されました。

第二期計画では、地域共生社会の

実現を目標とし、地域連携ネットワークをより一層充実させるべく、第一期計画からの「尊厳のある本人らしい生活の継続」という視点に加え、新たに「地域社会への参加の支援」という視点が加えられました。権利擁護に関する様々な既存のしくみを活用し、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークの構築を目指しています。

県内社協の取り組み状況

三重県社会福祉協議会では、県内における成年後見制度の利用を促進するため、各種会議や研修等の取り組みを行っています。その中で、県内の市町社協における成年後見制度の取組状況を把握する調査を行いました。令和5年度の調査結果の一部をご紹介します。

● 法人後見の実施状況

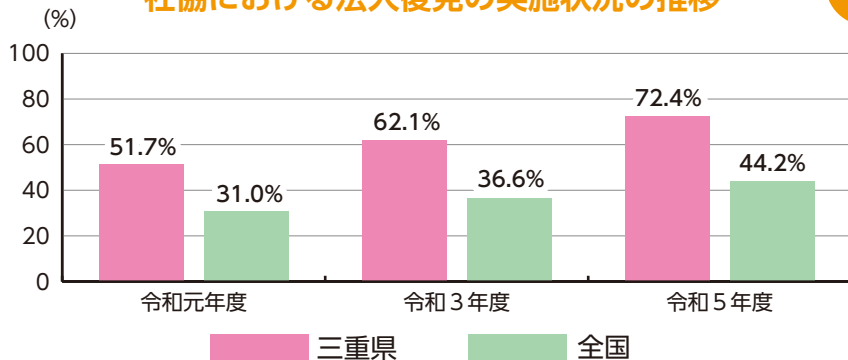
法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人に就任することです。令和5年度現在、県内で法人後見体制を整えている社協は21市町で、県内市町社協の72・4%になります。令和元年度の調査では15市町であったことから、5年間で約1・4倍に増加しています。全国平均では、令和5年度現在、36・6%であることから、三重県は全国的に見ても法人後見の実施体制が整っているといえます。

図1



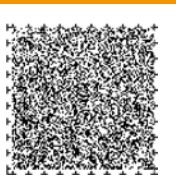
図1

社協における法人後見の実施状況の推移



● 受任件数の推移

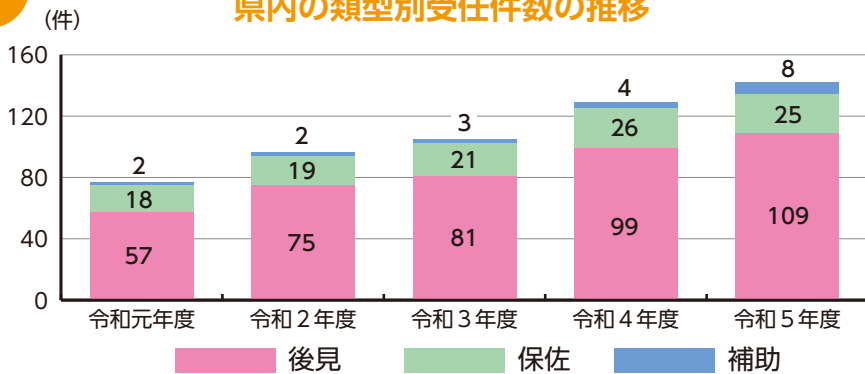
県内社協における受任件数は年々増加しており、令和5年度の受任件数は142件です。



Uni-Voice音声コード

図2

県内の類型別受任件数の推移



した。令和元年度の調査では県内の受任件数が77件であることから、5年間で約1.8倍に増加しています。142件の類型別内訳は、後見が109件、保佐が25件、補助が8件となっています。

図2

● 中核機関の設置状況

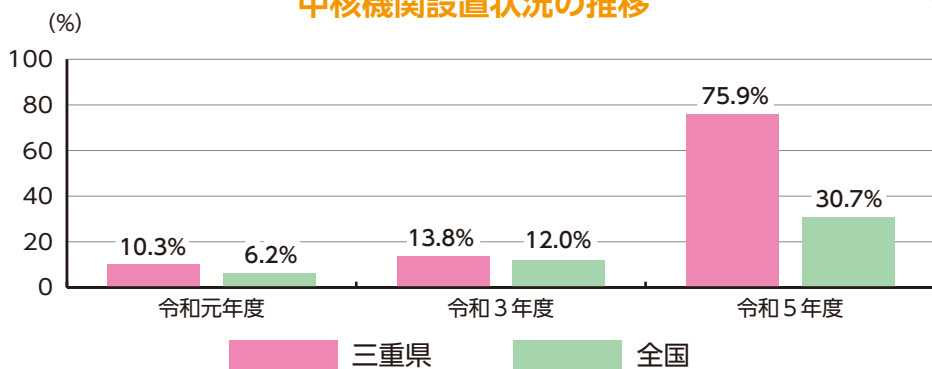
県内における中核機関の設置状況は、令和5年度現在、22市町（行政から社協へ委託15市町、行政直営7市町）、75.9%で設置されています。令和元年度の調査では3市町、10.3%であることから、5年間で大きく増加しています。全国でも令和元年度時点では6.2%だった設置率が、令和5年度時点では30.7%となっており、設置が進んでいます。

図3

中核機関の運営を行政から委託されている市町社協の多くで、専門職団体や関係者との会議を定期的に開催しており、お互いの関係性がより良好なものへと変化したと回答がありました。このことから、中核機関業務を行っていくうえで、社協・自治体・司法機関・専門職団体等の連携・協議が重要と考えられます。

図3

中核機関設置状況の推移



成果と課題

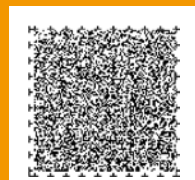
県内における成年後見制度の取り組みは、年々活発化していると言えます。特に、中核機関の設置が進んだことにより、多様化・増

加すると
思われる成
年後見制度
のニーズに対
応することが期待
されています。

一方、令和6年4月現在、県内では中核機関が未設置の市町もあります。

また、業務を担当する職員の不足や、専門的な知識を持った職員の確保など、人員面での課題もあり、市町によりその取組状況に差がある状況です。

本会では、地域に住む全ての方がその意思や思いを尊重した自己決定、その人らしい生活ができる体制・環境の充実に向け、本年度も社協、行政、関係機関との情報・意見交換会や、担当職員のスキルアップを目的とした研修会を開催し、県内の成年後見制度の利用促進に取り組みます。



Uni-Voice音声コード

福祉社カフェ



「ステップアップカフェ」という言葉をご存知ですか？

三重県では、障がい者就労支援の一環として、さまざまな障がいのある方が自分らしい働き方を選択し、その適正に応じて能力を十分発揮することが出来るような取り組みをされている事業所があります。

本誌では、そんな取り組みをされている事業所にお邪魔し、連載企画としてご紹介します。

第1回目は、松阪市にある就労支援B型事業所えみわーくの「カフェサロン えみりあ」さんにお話を伺いました。

Q1 利用者さんの働き方

A1 接客や配膳作業などにチャレンジしたいと希望した利用者さんには、1日に2名ずつ、シフト制で入ってもらっています。調理補助はなかなか難しいことも多いので、人との接し方を経験できる配膳業務や、一部の方にはできる限りの洗浄業務をお願いしています。

Q3 おすすめのメニューについて

A3 えみりあランチです。数量限定で、2週間に1度新しくなる料理を楽しみにご来店いただく方もいらっしゃると思います。定番メニューでは、オムライスがおすすめです。

座席と料理の予約も可能ですが、個数に上限があるため、お電話にてお問い合わせください。



えみりあランチ (週替り) 1,000円

Q2 お店のこだわり

A2 食材は地元で採れたものを使用し、地域とのつながりを大切にしています。三重県産を中心に、お米や卵、旬の野菜を使用しています。

また、女性のお客さまも多く、見た目の色どりや野菜を多く使ったヘルシーメニューを提供しています。

Q4 今後の展望

A4 利用者さんには、えみわーくでの就労を通じて、たくさんの方に挑戦してほしいです。そして、ひとつずつできることを増やしていき、失敗も経験できる場になってほしいと思っています。

業務面では、調理補助、デザート作りができるようになることを目指しています。各利用者さんの得意なこと・できることに応じて社会参加ができる場所で、地域との繋がりも大切にしていきたいと思っています。



お店情報 カフェサロン えみりあ

〒515-0005 三重県松阪市鎌田町 213 番地 1
松阪市社会福祉協議会 松阪支所 (駐車場あり)
TEL 0598-30-5210
FAX 0598-30-5564

メニュー等は
二次元コードから
ご覧ください。



新ウェルビーイングみえプランを振り返る



今年、中長期計画である「新ウェルビーイングみえプラン」第1期の最終年にあたります。この連載では、7つの推進項目ごとに振り返り、第2期への展望をお示しします。

基本目標① 地域共生の基盤づくり

推進項目③ 総合的な相談支援機能の強化

主な事業・取組み

県社協では、従来から市町社協と連携しながら、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業に取り組んでおり、それらを活用した総合的な相談支援を進めてきています。

また、県からの委託を受け、福祉事務所を持たない県内の14町を対象にした生活困窮者自立相談支援事業や、成年後見制度利用促進事業などにも取り組んでいます。

目標の達成度（令和2～5年度を振り返って）

- 日常生活自立支援事業においては、契約件数が高止まりしている一方で、利用者を日常的に支える生活支援員は減少しています。事業の継続性を高めるため、事務手続きや利用料など、事業の運営について見直していく必要があります。
- 成年後見制度の利用促進については、モデル市町を設定し、個別に体制整備を支援したことで、中核機関を受託する市町社協数は目標値を越えました。また、法人後見は14市全ての市社協が取り組むなど、県内での相談体制が整備されてきています。
- 生活福祉資金貸付事業においては、令和2年3月25日から約2年半にわたり新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付が実施されました。13,333名の借受人に対して緊急小口資金12,077件、総合支援資金（延長貸付および再貸付を含む）10,020件の貸付が発生するなど、未曾有の貸付規模となりました。これにより制度の周知が進み、従来からの生活福祉資金貸付の運用に少なからず影響を及ぼしました。
- 生活困窮者自立相談支援事業においては、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、住居確保給付金及び福祉貸付に伴う相談件数が大幅に増加しました。令和4年度以降は、より複雑な案件の支援のために他機関と協働した支援に取り組み、生活困窮者だけでなく、ひきこもり等相談においても状況に応じた支援が展開できました。

今後の展望

- 日常生活自立支援事業は、地域での生活を支える非常に重要な事業ですが、事業運営については課題も少なくありません。この事業が安定的に運営されるよう、市町社協や行政とも協議を行っていく必要があります。また、成年後見制度等の他制度や、関係機関との適切な連携も検討していくことが求められます。
 - 生活福祉資金特例貸付については住民税非課税をはじめとした各種要件により一定数の償還免除がなされたものの、令和6年6月末日現在なお10,000名弱の借受人の債務が残存しており、その債権管理を進める必要があります。
 - 生活に困りごとを抱える方からの相談は、経済的な課題のみならず、ひきこもり等社会的孤立や家族の課題、高齢・単身世帯の増加などが複合的に絡み合い、複雑化しています。そうした課題に適切に対応できる支援員の資質向上及び他機関との連携がさらに求められています。
- また、就労支援にかかる就労準備支援事業、居住支援にかかる一時生活支援事業においても緊急に対応する必要があり、その周知及び整備等が求められています。

「三重県ひきこもりに関する実態調査」が実施されます。

三重県では、令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、県内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握するため、ひきこもり状態にある方（過去に経験した方を含む）やご家族を対象としたアンケート調査を実施します。

より良いひきこもり支援策の構築につなげるため、当該調査の周知ならびに回答の呼びかけについてご協力をお願いします。

調査期間 令和6年8月1日（木）～31日（土）

調査対象者 ひきこもり当事者 / 経験者の方はこちらから ご家族の方はこちらから

アンケートフォーム



※二次元コードを読み込んで、回答してください。

問合せ <<実態調査事業 受託者>>
一般社団法人ひきこもりU×会議
Mail event@uxkaigi.jp

「ひきこもり支援フォーラム」が開催されます。

三重県では、ひきこもり支援に関する社会全体の機運を醸成し、ともに考え、ともに取り組む礎となるよう、誰一人取り残さない「ひきこもり支援フォーラム」を開催します。

日時 令和6年9月29日（日）13:30～16:30
会場 柿安シティホール（桑名市民会館）大ホール
内容 <<第一部 講演会>>

講師 ジャーナリスト
KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
副理事長 池上正樹 氏
テーマ さまざまな「つながり」を求めて
～当事者の立場・家族の立場から～

<<第二部 シンポジウム>>
テーマ ひきこもり当事者や家族が求める「つながり」とは？

申込み 申込みフォームから、お申込みください。
(参加費 無料)



問合せ 三重県子ども・福祉部 地域福祉課 ひきこもり支援班
TEL 059-224-2755

令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 職員等の補償
- プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
(引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446より抜粋)



三重県共同募金会からのお知らせ

令和6年度 NHK 等歳末たすけあい義援金申請団体募集のお知らせ

NHK 等歳末たすけあい義援金の申請団体を募集しています。

- ① 募集期間** 令和6年9月1日（日）から10月4日（金）まで（消印有効）
- ② 対象事業** (1) 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、支援を必要とする高齢者等の配分事業
(2) 全国共通助成テーマの「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」及び「災害」の配分事業
(3) (1) を実施するために必要な一般車両・福祉車両整備及び備品等の購入
- ③ 応募方法** 本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp>) から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ その他** 対象団体、助成額等、制度の詳細については本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp>) をご覧ください。

令和6年度地域課題解決型募金申請団体募集のお知らせ

共同募金運動の期間拡大期（1～3月）に新しい募金方法の地域課題解決型募金に取り組む団体を募集しています。

- ① 制度概要** 地域の課題解決に取り組む団体が、その活動を住民の方に広く呼びかけ、住民の方の理解と共感に基づく募金活動をおこない、必要な資金を確保することで、地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。
- ② 募集期間** 令和6年9月2日（月）から10月7日（月）まで（消印有効）
- ③ 応募方法** 本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp>) から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ 団体への支援** ご応募いただいた団体に対しては、説明会を開催する等の取組み準備をお手伝いします。
- ⑤ その他** 対象団体、助成額等、制度の詳細については本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp>) をご覧ください。



発行人 井村 正勝
編集人 横田 浩一・広報委員会
発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131
TEL : 059-227-5145 **FAX** : 059-227-6618
URL : <https://www.miewel-1.com/> **E-mail** : info@miewel.or.jp
編集協力 株式会社アイリック